

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	軽油から廃食油由来の BDF への切り替えプロジェクト
排出削減事業者名	株式会社大西建設興業
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	本社 (宮城県栗原市栗駒嶺崎風越 79-5)
事業の概要	廃食油から BDF (Bio Diesel Fuel) を製造する BDF 製造装置を導入する。廃食油由来の BDF はカーボンニュートラルが適用され、CO2 を実質的に排出しないものとみなされるため、車輛の燃料を軽油から BDF へ切り替えることにより、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012 年度：15 tCO2/年 事業実施期間合計：15 tCO2
国内クレジット認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 028 化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
----	-------

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：株式会社大西建設興業</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年2月13日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることについては、本事業は既存設備の使用燃料を転換するものであり（バイオディーゼル燃料を使用する車両は本事業前後で変更はない）、またバイオディーゼル燃料製造設備は本事業において新たに導入されるものであることから、審査対象外である。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、証拠書類、担当者への質問、検算により、6.8年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（請求書等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出（本事業は補助金を受けていない）している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>同社は建物の解体業を主要事業としている。本制度参加には、これまで近隣（石巻市）の社会福祉施設にて回収・BDF製造していたが、量が増加し処理しきれないものが出てきたことから、当該分を受入することも経緯として挙げられ、社会貢献目的としての側面が強くある。</p> <p>以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え：方法論番号：028」</p>

要件	審査手続き
	<p>に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1：根拠資料（機器仕様書、自動車検査証）の閲覧、現地目視、関係者等への質問により、化石燃料を使用する車両における使用燃料（軽油）をバイオディーゼル燃料へ切り替えるものであることを確認した。なお、本事業ではバイオディーゼル燃料を軽油と混合しない計画であり、「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン（全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会）」の要件については今後、品質の分析を行い確認する計画であることを関係者等への質問により確認した。また、バイオディーゼル燃料を使用する車両の自動車検査証の備考欄にバイオディーゼル燃料を併用使用する旨の記載があることを確認した。</p> <p>適用条件 2: バイオディーゼル燃料へ切り替えなかった場合、化石燃料を継続利用することが可能であったことを現地目視、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、根拠資料（機器仕様書等）の閲覧、現地目視、関係者等への質問により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認については、本事業は既存設備の使用燃料を転換するものであり（バイオディーゼル燃料を使用する車両は本事業前後で変更はない）、またバイオディーゼル燃料製造設備は本事業において新たに導入されるものであることから、審査対象外である。</p>

#### 4. 特記事項

特記事項なし。

以 上